

議案第 3 4 号

三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 6 年 2 月 2 2 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例（平成 2 6 年三次市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

三次小学校第 1 放課後児童クラブ
-------------------

三次小学校第 2 放課後児童クラブ
-------------------

」を

「

三次第 1 放課後児童クラブ
----------------

三次第 2 放課後児童クラブ
----------------

」に、

「

和田放課後児童クラブ
------------

三次市向江田町 3 3 5 1 番地 1
----------------------

」を

「

和田放課後児童クラブ

三次市向江田町 3 3 6 3 番地 6

」に、

「

三和小学校放課後児童クラブ

」を

「

三和放課後児童クラブ

」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表和田放課後児童クラブの項の改正規定は、同年 3 月 2 5 日から施行する。